

改正案	現行
<p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該法人の総株主等の議決権（貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号。以下「令」という。）<u>第四条第一項第二号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。</u>）の百分の二十五を超える議決権（同号に規定する議決権をいう。以下同じ。）に係る株式又は出資（以下「株式等」という。）を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している個人</p> <p>二 当該法人の親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）<u>第一百一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。</u>）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人</p> <p>三（略）</p> <p>（登録に当たり審査の対象等となる使用者）</p> <p>第三条 令第三条及び第三条の二第三号に規定する内閣府令で定める</p>	<p>（取締役等と同等以上の支配力を有する者）</p> <p>第二条 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の二十五を超える株式の数又は出資の金額を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している個人</p> <p>二 当該法人の親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）<u>第一百一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。</u>）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式の数又は出資の金額を自己又は他人の名義をもつて所有している個人</p> <p>三（略）</p> <p>（登録に当たり審査の対象等となる使用者）</p> <p>第三条 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百</p>

ものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(貸金業者との密接な関係)

第二十六条の二十四 令第三条の二第四号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)で

ある場合におけるその役員(当該法人が株式会社又は有限会社である場合にあつてはその取締役及び監査役、当該法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。)の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。)

八十一号。以下「令」という。)第三条及び第三条の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(貸金業者との密接な関係)

第二十六条の二十四 令第三条の二第四号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式の数又は出資の金額の合計が、当該貸金業者の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)で

ある場合におけるその役員(当該法人が株式会社又は有限会社である場合にあつてはその取締役及び監査役、当該法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。)の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。)

八 (略)

二 口に掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員、当該主要株主の関係親法人(他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を一の法人又は当該法人及びその関係子法人(法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。))が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。))が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。))、準関係親法人(関係親法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。))及びそれらの役員

ホ イからニまでに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

ヘ ホに掲げる法人の関係子法人、準関係子法人(関係子法人又は関係子法人及びその関係子法人が他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。))及びそれらの役員

ト (略)

八 (略)

二 口に掲げる主要株主が法人である場合におけるその役員、当該主要株主の関係親法人(他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人(法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。))が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。))、準関係親法人(関係親法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人をいう。以下この条において同じ。))及びそれらの役員

ホ イからニまでに掲げる者が、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

ヘ ホに掲げる法人の関係子法人、準関係子法人(関係子法人又は関係子法人及びその関係子法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人をいう。以下この条において同じ。))及びそれらの役員

ト (略)

二 (略)

2 令第三条の二第五号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している前項第一号イに掲げる者の株式等に係る議決権の合計が、その者の総株式等の議決権の百分の五十を超えていること。

イ 二 (略)

ホ イからニまでに掲げる者が、法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

ヘ、ト (略)

二 (略)

(事業報告書の様式等)

第三十条 1 3 (略)

4 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者(以下この項において「関係貸金業者」という。)がある貸金業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該関係貸金業者に係る前項第四号に規定する書類を添付することを要しない。

一 (略)

二 当該関係貸金業者が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の直接又は間接の保有(以下この号におい

二 (略)

2 令第三条の二第五号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している前項第一号イに掲げる者の株式の数又は出資の金額の合計が、その者の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ 二 (略)

ホ イからニまでに掲げる者が、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人及びその役員

ヘ、ト (略)

二 (略)

(事業報告書の様式等)

第三十条 1 3 (同上)

4 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者(以下この項において「関係貸金業者」という。)がある貸金業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該関係貸金業者に係る前項第四号に規定する書類を添付することを要しない。

一 (略)

二 当該関係貸金業者が、当該貸金業者の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式の数又は出資の金額の直接又

て「過半数保有」という。()をしている場合(当該貸金業者及び当該関係貸金業者の間で議決権の相互の過半数保有をしている場合にあつては、当該関係貸金業者が保有する議決権が、当該貸金業者が保有する議決権を上回る場合)

三 (略)

は間接の所有(以下この号において「過半数所有」という。()をしている場合(当該貸金業者及び当該関係貸金業者の間で株式又は出資の相互の過半数所有をしている場合にあつては、当該関係貸金業者が所有する株式の数又は出資の金額が、当該貸金業者が所有する株式の数又は出資の金額を上回る場合)

三 (略)

必 出 帳

別紙様式第3号(法第4条・施行規則第4条第1項第4号関係)
(日本工業規格A4)

1 株主又は社員の名簿

(A)総株主等の議決権の数	個	
氏名又は名称	(B)保有する議決権の数	割合((B)/(A))
	個	%
計	個	%

(記載上の注意)

- 「総株主等の議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 保有する議決権の数の多い順に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
- 他人の名義をもつて保有しているものがある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

2 親会社の株主又は社員の名簿

商号	(ふりがな)	
代表者の氏名	(ふりがな)	
住所		
(A)総株主等の議決権の数	個	
氏名又は名称	(B)保有する議決権の数	割合((B)/(A))
	個	%

(記載上の注意)

- 「総株主等の議決権」とは、施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。
- 保有する議決権の数の多い順に従い2名(法人を含む。)について記載すること。
- 他人の名義をもつて保有しているものがある場合は、合算した議決権の数を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

必 出 帳

別紙様式第3号(法第4条・施行規則第4条第1項第4号関係)
(日本工業規格A4)

1 株主又は社員の名簿

(A)発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 千円	
氏名又は名称	(B)保有する株式の数又は出資の金額	割合((B)/(A))
	株(又は口) 千円	%
計	株(又は口) 千円	%

(記載上の注意)

- 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
- 他人の名義をもつて所有しているものがある場合は、合算した株式の数又は出資の金額を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。

2 親会社の株主又は社員の名簿

商号	(ふりがな)	
代表者の氏名	(ふりがな)	
住所		
(A)発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 千円	
氏名又は名称	(B)保有する株式の数又は出資の金額	割合((B)/(A))
	株(又は口) 千円	%

(記載上の注意)

- 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い2名(法人を含む。)について記載すること。
- 他人の名義をもつて所有しているものがある場合は、合算した株式の数又は出資の金額を記載するとともに、その割合を括弧書で記載すること。